

## 農業者年金について

農業者年金は積み立て型の年金です。農業を卒業したときのために、働けるうちから積み立てることができます。

### — 加入条件 —

- ・年間農業従事日数60日以上
- ・年齢20歳以上60歳未満
- ・国民年金1号被保険者  
(保険料納付免除者を除く)



加入条件はこの3点！  
これらの条件を満たしていれば加入することができます。

また、昨年度は2名の新規加入がありました。  
(砂川市にて)

### ・現況届の提出をお願いします

農業者年金の受給者は、毎年6月に農業者年金基金から送付される現況届を農業委員会まで提出してください。現況届は農業者年金の受給資格を有しているかを確認するために必要なものです。もし、**提出されない場合は年金の受給が停止する恐れがあります**ので、必ず提出するようにしてください。

本年も、6月末までに**市役所3階農業委員会事務局**まで提出してください。なお、3階まで上がるのが困難な場合は、お近くの窓口にお申し出ください。職員が受け取りに伺います。

## 農地の有効利用のために

改正農地法により、農業委員会は毎年1回、その地区域内にある農地の利用状況についての調査を行うことが義務付けられています。(農地法第30条)

農業委員会では、地区担当委員が日常的に農地の利用状況調査をし、10月には市内の農地を対象に農地パトロールの実施を予定しています。遊休農地が発生していた場合、以下の通り対応いたします。

### 遊休農地が発生していた場合

遊休農地の所有者に対して農業委員会が利用する意向があるのか調査を行います。調査を行ったのち、農地中間管理機構への貸付等を促します。

### 所有者が分からない場合

相続等により所有者が分からない遊休農地は、北海道知事の裁定で農地中間管理機構が農地の利用権を取得できるようになります。

※農地を相続した場合、農業委員会への届出が必要です。

相続の手続きが終わりましたら、農業委員会までご報告ください。